昭和32年８月12日第三種郵便物認可
毎月１回１日発行　平成26年２月１日 No. 749

労働基準情報

岩手

February
2
2014

『雪の朝（雫石町小岩井）』　写真：眞舘弘治

安全意識は命綱
しっかり締めて
目指そうゼロ災害

（中災防　平成26年年間標語）

〔目次〕

均等・両立推進企業を募集します！ …… 2
平成25年度　安全衛生教育促進運動実施要領 …… 3
パワーハラスメント対策取組支援セミナー …… 4
岩手産業保健推進センターのお知らせ …… 5
健康診断を活かしていますか …… 6
クウェスチョン、中小企業無災害記録授与事業場のお知らせ …… 7
中央労働災害防止協会からのお知らせ …… 8
インフォメーション …… 9
講習会のお知らせ、死亡災害速報 …… 10・11

第三種郵便物承認平成26年２月１日発行労働基準情報岩手

均等・両立推進企業を募集します！

―応募期間は平成26年３月31日まで―

ポジティブ・アクション
シンボルマーク「きらら」

次世代認定マーク
「くるみん」

厚生労働省では、「職場での女性の能力発揮を促進するための積極的な取組み（ポジティブ・アクション）及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組み」について他の模範となる企業を、厚生労働大臣賞、都道府県労働局長賞として表彰しています。

平成26年度の表彰企業候補を募集します。
ぜひご応募ください。

○主な表彰基準

均等推進企業部門

・ポジティブ・アクションを企業の方針として公表し、女性の「採用拡大」「職域拡大」「管理職登用」「職場環境・職場風土の改善」に取り組んでいる。
・ポジティブ・アクションの取り組みのうち、「女性のみを対象」「女性優遇」とする取り組みは、女性が男性と比較して相当程度（雇用管理区分ごとにみて女性の割合が４割を下回っている状況）に限られている。　など

ファミリー・フレンドリー企業部門

・法を上回る育児・介護休業制度や所定労働時間の短縮等の措置を導入し、よく利用されている。
・男性育児休業者がいる。
・時間外労働がおおむね年150時間未満である。
・年次有給休暇取得率がおおむね50％以上である。
など

○応募方法

応募用紙にご記入の上、雇用均等室まで郵送にてご応募ください。
※実施要領、表彰基準、応募用紙は厚生労働省ホームページからダウンロードしていただくか、雇用均等室までお問合せください。
(厚生労働省ホームページ)
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html

平成25年度の受賞企業は以下のとおりです。

●ファミリー・フレンドリー企業部門

「岩手労働局長優良賞」
株式会社ウェルファム

「岩手労働局長奨励賞」
株式会社岩手銀行

育児・介護休業法及び助成金関係説明会のご案内

平成24年７月に全面施行された改正育児・介護休業法に関する規定の整備及び両立支援助成金についての説明会を行います。ぜひご参加ください。

日時：平成26年2月18日（火）　13：30～15：00
場所：盛岡第２合同庁舎３階共用会議室（盛岡市盛岡駅西通1－9－15）
内容：育児・介護休業規定の整備について
　　両立支援助成金の概要

＊説明会終了後に相談コーナーを開設します。
＊育児・介護休業規定の点検も行いますので、ご希望される場合は規定（写）をお持ちください。

【問い合わせ先】　**岩手労働局雇用均等室**
〒020-8522　盛岡市盛岡駅西通1－9－15　盛岡第２合同庁舎
電話　019―604―3010

中央労働災害防止協会

平成25年度　安全衛生教育促進運動

実施要領

１　趣　旨

我が国の労働災害による死傷者数は、平成22年から３年連続して増加しており、予断を許さない状況である。

一方、健康面では、依然として、労働者のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害が深刻な状況であるとともに、腰痛や有機溶剤等の化学物質による健康障害が発生するなど、課題も多い。

このような状況の中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、安全衛生管理体制の充実や、リスクアセスメントや安全衛生教育等の安全衛生活動の強化が求められている。

中でも安全衛生教育（以下「教育」という。）は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するために実施されるもので、特に労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務に係る特別教育等（以下「法定教育」という。）や就業制限業務に係る資格取得は、確実な実施が必要である。

また、年度末から年度初めには、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など、法定教育等の対象となる者が多くなることから、これに向けて年明けから、各事業場において、法定教育等の重要性を改めて認識し、必要な準備を行い、必要な教育を確実に実施していくことが、極めて重要である。

こうした状況を踏まえ、特に法定教育等の実施を促進するため、本年度から新たに「安全衛生教育促進運動」を提唱することとし、国の「安全衛生教育推進要綱」（平成３年１月21日付け基発第39号）や第12次労働災害防止計画の趣旨に鑑み、厚生労働省や都道府県労働局の指導・援助を受けながら、本年度は、

「正しい知識で 安全作業を！」

を標語として展開することとする。

２　実施期間

平成26年１月１日から平成26年４月30日までとする。

３　運動標語

「正しい知識で　安全作業を！」

４　主唱者

中央労働災害防止協会

５　実施者

各事業場

６　主唱者の実施事項

主唱者は、次の事項を実施する。

⑴　機関誌、インターネット等を通じての広報
⑵　リーフレット等の制作及び配布
⑶　安全衛生関係団体等に対する協力依頼
⑷　事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じた、本運動の事業場への周知
⑸　教育に関する事業場に対する支援・協力

７　事業場の実施事項

各事業場は、特に次の事項を実施する。

⑴　年間の教育実施計画の作成、これに基づく教育の計画的な実施
⑵　教育の実施結果の記録・保存
⑶　実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など教育に関する業務の実施責任者の選任
⑷　法定教育等の徹底
　ア　新入社員（パート・アルバイトを含む。）に対する雇入れ時教育
　イ　配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
　ウ　職長等に新たに就任する者に対する職長等教育
　エ　特別教育を必要とする危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育
　オ　就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
　カ　危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育等
⑸　教育の講師、教材等の問題から自ら教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による教育実施の促進

第三種郵便物承認平成26年２月１日発行労働基準情報岩手

みんなで考えよう！職場のパワーハラスメント
あかるい職場応援団

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 委託事業
Ministry of Health, Labour and Welfare

みんなで考えよう！職場のパワーハラスメント

パワーハラスメント対策取組支援セミナー

うちの会社にはパワハラなんてないよ……　本当にそうでしょうか？

近年、職場内のいじめや嫌がらせなどの相談件数が増加しています。2012年度に厚生労働省が行った「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」では、従業員の約**4人に1人**が、過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答しています。

職場のパワーハラスメントは、**職場風土の悪化**、従業員の士気低下による**生産性の低下**や、問題解決までの**時間・労力・コストの負担**など企業にとって大きなマイナス影響を及ぼします。

パワーハラスメント予防・解決に向けて企業全体で取り組み、快適な職場環境の実現を目指しましょう。

日　時　2014年2月19日（水）　14：00～16：00

受講料　無 料

場　所　岩手県自治会館　第２会議室（３階）

対　象　事業主、企業及び労働組合ご担当者など　先着１００名

主　催　公益財団法人２１世紀職業財団

後　援　岩手県　社団法人岩手県経営者協会　岩手県中小企業団体中央会

申込み 方法
ＦＡＸ:　下記HPにある申込書にご記入の上、03-5844-1670までＦＡＸ送信
ＷＥＢ:　厚生労働省HP「あかるい職場応援団」
（http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/）パワハラ関連イベントのご案内一覧から

開講挨拶　岩手労働局

講　　演　21世紀職業財団　ハラスメント防止研修エリア講師　今松　明子

内　　容
- パワーハラスメントの現状・パワーハラスメントとは？
- パワーハラスメントを予防・解決するために
- パワーハラスメント対策への取組を進める視点

※詳細なテキストを配布します。

～岩手産業保健推進センターのお知らせ～

岩手産業保健推進センターでは、衛生管理担当者、人事・労務管理担当者、産業看護職、産業医、管理監督者、事業主等の産業保健スタッフの業務を支援するため、各種産業保健研修会を開催しています。お申込み・お問合せは、岩手産業保健推進センター（電話 019-621-5366 FAX 019-621-5367）またはホームページ（http://www.sanpo03.jp/）のメールフォームからお願いします。

開催日時	開催場所	研修テーマ等
2月18日(火) 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ　802	メンタルヘルス対策シリーズ　「精神障害の対応２」 ①　うつ病と双極性障害 ②　統合失調症、人格障害
2月27日(木) 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ　802	スキルアップ研修３　　メンタルヘルス対策　休職から復職へ（その１：休職） ①　「休職」に係る一連の対応 ②　意見交換会
3月5日（水） 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ　802	スキルアップ研修４　　メンタルヘルス対策　休職から復職へ（その２：復職） ①　意見交換会 ②　復職準備と復職後の対応
3月11日(火) 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ　802	メンタルヘルス対策シリーズ　「精神障害の対応３」 ①　発達障害　（アスペルガー症候群） ②　適応障害と不安障害

※詳しくは、岩手産業保健推進センターのホームページをご覧ください。⇒http://www.sanpo03.jp/

メンタルヘルス対策支援センターのご案内

（岩手産業保健推進センター／メンタルヘルス対策支援センター）

メンタルヘルス対策支援事業は、厚生労働省の委託事業であり、ご提供する支援は全て無料となっておりますので、是非ご活用ください。

①相談

メンタルヘルス対策相談員・促進員(産業医、臨床心理士、産業カウンセラー、社会保険労務士等)が、電話・対面・FAX・Eメール等により、メンタルヘルス対策全般に関するご相談にお答えいたします。

②訪問支援

事業場を訪問してメンタルヘルス対策の導入や実施について、メンタルヘルス対策に取り組みたいが、何から始め、どのようにすればよいのかわからないという事業場を専門家(臨床心理士、産業カウンセラー、看護師等)が訪問し、事業場の状況に応じ、具体的なアドバイスをいたします。
訪問支援は、次の事項を中心に実施いたします。

・職場復帰支援プログラムの作り方　　**・管理監督者への研修**

③事業主説明会(事業主セミナー)

業界団体・事業主団体等の各種会議・会合・大会・研修会などにおいて、複数の事業場が参加される場合、メンタルヘルス対策に関する周知・情報提供等の活動を行なっております。また、その際にメンタルヘルス対策に関する研修も併せて実施可能です。

メンタルヘルス対策支援センター　　(岩手産業保健推進センター内)
住 所 盛岡市盛岡駅西通2-9-1マリオス14階
Tel/Fax 019-652-1466　　メール shien@mentaliwate.jp　　ホームページ　　http://mentaliwate.jp/

第三種郵便物承認平成26年２月１日発行労働基準情報岩手

健康診断を活かしていますか

職場における健康診断は、労働者の健康状況を把握するための基本となる対策です。

健康診断は労働者個人にとっては疾病の早期発見、健康確保のための健康意識の向上等の意義があり、事業者にとっては健全な労働力の確保のため、医師の意見を勘案した上で、労働者が当該作業に就業してよいか（就業の可否）、当該作業に引き続き従事してよいか（適正配置）などを判断する資料となります。

さらに、事業者は、労働者の経時的変化を含めて健康状況を総合的に把握し、労働者が常に健康で働けるよう保健指導、作業管理あるいは作業環境管理にフィードバックしていかなければなりません。

健康診断は労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状況を把握する一般健康診断、有害な業務等に従事する労働者に対しては特殊健康診断として、それぞれ必要な健康診断項目が定められています。

また、一定の有害業務に従事する労働者についても健康診断を実施するよう指導勧奨されています。

〔健康診断実施後の措置〕

健康診断を実施した後は、その結果を労働者に対して通知することが必要です。

また、有所見者に対しては、医師等から意見を聴取し健康診断個人票に記載し、その意見に基づき必要に応じて適切な措置を講じなければなりません。特に健康の保持に努める必要がある労働者に対しては、医師または保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。

一方、労働者には自主的な健康管理の努力が求められます。

医師等からの意見聴取は、50人未満の事業場ではお近くの地域産業保健センター（無料）を活用することができます。

健康診断の実施について、早めの計画をお願いします。

一般健康診断は、１年以内ごとに１回（深夜業等の特定業務従事者は、６月以内ごとに１回）、定期に実施する必要があり、労働者数50人以上の事業場にあっては、定期に実施した一般健康診断の結果を所轄労働基準監督署に報告する必要があります。

また、定期に行った特殊健康診断につきましては、労働者数を問わず結果を所轄労働基準監督署に報告する必要があります。

ご不明の点は、お近くの労働基準監督署または
岩手労働局健康安全課（019―604－3007）までお問い合わせください。

クウェスチョン　程度を超えた退職勧奨はNG（エヌジー）です。

Q 人事部長に何度も呼ばれて、自己都合退職するよう勧められています。定年までこの職場で働きたいのですが、こう執拗に退職を勧められると、退職してしまおうかと思うようになってきました。やっぱり退職しなければならないのでしょうか。

A 人事部長など使用者が労働者に対し、合意解約を申し込んだり、自己都合退職を勧めたりするのが、一般的に退職勧奨と呼ばれています。また、退職勧奨について、判例においても「自発的な退職意思をしきりと誘って勧める事実行為や雇用契約の合意解約の申入れあるいはその誘引という法律行為としており、いずれの場合も労働者は何らの拘束なしに自由に意思決定でき、いかなる場合も勧奨行為に応じる義務はない。」とされています。つまり、「申入れ」や「誘い」であることから、これに応じるかどうかは、労働者の意思に完全に委ねられているということです。
退職の意志がなければ、はっきりとその意思表示をすればよいのですが、それでもさらに強く退職勧奨される場合、例えば、何回も呼び出され、数人で取り囲んで勧奨する行為、ひどい暴言などの嫌がらせ行為など自由な意思決定を妨げるような行為は、退職勧奨の手段・方法が社会通念上の相当性を欠き、違法な退職勧奨であるとし、退職勧奨自体が不法行為となり損害賠償請求の対象となることもあります。裁判例として、４か月間で30数回面談し、机を叩く、暴言を浴びせる、面談時間が8時間にも及ぶなどの態様から退職勧奨ではなく違法な退職強要であるとして55万円の賠償額等の支払いが使用者に命じられた事件（全日空事件）もあります。

ご相談のケースでは、「何度も呼ばれて」とありますが、その回数や程度が不明であり、程度を超えた退職勧奨でかるか否かは分かりませんが、いずれにしても、自分の意志に反し退職届などを提出することのないようにすべきです。
また、当事者のみで解決できない場合や、労働局の助言・指導（労働局の職員が事業主などに個別紛争の問題点を指摘するなどして解決を促す制度です。）を希望される場合は、最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談コーナー又は岩手労働局総務部企画室にご相談ください。

中小企業無災害記録授与事業場のお知らせ

東北鉄道運輸㈱盛岡営業所（盛岡市　道路貨物運送業）では、平成23年２月16日から無災害を継続し、無災害日数800日を記録したことにより、この度中央労働災害防止協会から第１種（努力賞）の中小企業無災害記録証が授与されました。

中央労働災害防止協会からのお知らせ　年間予約購読のご案内

安全衛生スタッフ、管理者、産業保健職のための月刊誌

安全と健康

最新の情報、豊富な事業場事例。具体的にわかりやすく解説します。

安全・健康・快適は企業の必須アイテム

安全・健康・快適に働ける職場づくりは、よりよい企業経営のカギとなります。

安全衛生対策のノウハウを多様な切り口から

安全衛生管理や活動を計画、実施、評価、改善するヒントを満載。

●毎月１日発行／B5判・104頁
●年間予約購読料10,800円（税込・発送料サービス）
　１部定価900円（本体858円・発送料別）

監督者、作業者、中小企業の安全衛生担当者のための月刊誌

安全衛生のひろば

職場の安全衛生の基本を気軽に学べる!

職場でも家庭でもイキイキ安全・健康

安全と健康は24時間トータルで実現したいもの。職場や家庭で役立つ幅広い情報を提供。

ポイントをわかりやすく

豊富なイラストや図で、わかりやすく親しみやすい誌面。安全衛生のポイントを気軽に学ぶことができます。

●毎月１日発行／B5判・64頁
●年間予約購読料6,360円（税込・発送料サービス）
　※2口以上の場合は、1口あたり6,000円（税込・発送料サービス）
　１部定価530円（本体505円・発送料別）

安全衛生情報の速報紙

安全衛生通信

●毎月５・20日発行
（8月、1月は合併号）
B5判・8～24頁
●年間予約購読料3,120円
（税込・発送料サービス）
１部定価130円
（本体124円・発送料別）
※ 合併号は260円

身近なテーマをイラストで解説

安全衛生かべしんぶん

●毎月２回発行
A2判変型
●年間予約購読料3,840円
（税込・発送料サービス）
１部定価160円
（本体153円・発送料別）

●年間予約購読料は１年単位の前払い制となります。途中解約による返金はできません。
●お申込みいただき次第、商品とは別に請求書と専用の郵便振替用紙をお送りいたします。
●年間予約購読のお申込み（下記の申込書による）・お問合せは、
中災防　出版事業部　業務管理課　FAX：03－3452－2480　TEL：03－3452－6702
またはお近くの岩手労働基準協会（各支部）まで。

インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

12月に加入された事業所をご紹介いたします

支部名	事　業　所　名	所在地
二戸	㈱阿要	二戸市

●労働安全衛生法に基づく各種免許試験の出張試験の日程

㈶安全衛生技術試験協会では、平成26年度の岩手県における出張試験の日程を下記のとおり決定しました。

①８月24日（日）　滝沢村　岩手県産業文化センター「アピオ」
②12月７日（日）　盛岡市　アイーナ

この出張試験以外は、宮城県岩沼市でのみ行われていますので、この機会に受験されますようご案内いたします。

●衛生管理者試験準備講習会のお知らせ

当協会では、上記出張試験に合わせ、衛生管理者免許試験準備講習会を開催いたします。

●第１種衛生管理者免許試験準備講習会

①６月12日㈭、13日㈮、19日㈭、20日㈮の４日間
②10月９日㈭、10日㈮、15日㈬、16日㈭の４日間

●第２種衛生管理者免許試験準備講習会

６月３日㈫、４日㈬、５日㈭の３日間

いずれも会場は盛岡市当協会研修センターとなります。

出題傾向に基づき重点事項を絞り込み講習を行っており、好評を頂いておりますので受験予定の皆様の受講をお待ちしています。詳細は本部にお問い合わせください。

●石綿作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法により石綿等を取り扱う作業においては、石綿作業主任者の選任が必要となっております。

当協会では資格取得のための「石綿作業主任者技能講習」を、４月22日㈫、23日㈬に当協会研修センター（盛岡市）で開催いたします。

石綿が含有している建材が使用されている建物の解体作業等では、必要となります。

なお、この講習は、年１回のみの開催となります。

詳細につきましては、当協会ホームページをご覧ください。

●安全管理者選任時研修のご案内

新年度における社内人事等により新たに安全管理者の選任を予定している事業場もあるかと思われます。安全管理者は、労働安全衛生規則第５条の資格者で当研修の修了者から選任することとなっておりますので、該当者の受講についてご検討ください。

開催日　４月24日㈭、25日㈮　会場当協会研修センター（盛岡市）

第三種郵便物承認平成26年２月１日発行労働基準情報岩手

講習会のおしらせ

26年４月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習等	有機溶剤作業主任者技能講習	2/13(木)～14(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	2/20(木)～21(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680
	乾燥設備作業主任者技能講習	2/6(木)～7(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,155
	酸素欠乏・硫化水素危険作業技能講習	3/4(火)～6(木)	岩手労働基準協会研修センター	定員	本部	15,225	2,100
		3/4(火)～5(水)・7(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
	石綿作業主任者技能講習	4/22(火)～23(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,720	1,836
	玉掛け技能講習	2/12(水)～14(金)	岩手県建設業協会二戸支部	30	二戸支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,600
		4/7(月)～9(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部	21,600 (一部免除者) 19,440	1,645
		4/9(水)～11(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		4/10(木)～12(土)	アイ・ドーム	30	一関支部		
		4/10(木)～11(金)・13(日)	アイ・ドーム	30	一関支部		
		4/15(火)～17(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	2/25(火)～28(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	28,350	1,575
		3/11(火)～14(金)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		4/7(月)～10(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		4/8(火)～11(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		4/8(火)・14(月)～16(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
		4/14(月)～17(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	2/24(月)～26(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,600
		2.24(月)～25(火)・27(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		4/8(火)～10(木)	岩手労働基準協会宮古支部	30	宮古支部	28,080 (一部免除者) 25,920	1,645
		4/21(月)～23(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
	ガス溶接技能講習	3/4(火)～5(水)	一関職業訓練協会	10	一関支部	9,450	840
		4/3(木)～4(金)	岩手労働基準協会盛岡支部	40	盛岡支部	9,720	864
特別教育	アーク溶接特別教育	2/4(火)～5(水)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	8,400 *9,450*	1,050
	クレーン運転業務特別教育	2/17(月)～18(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	8,400 *9,450*	1,500

区分	講　習　名	実　施　日	場　所	定　員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
その他	職長教育	2/13(木)～14(金)	岩手労働基準協会花巻支部	48	花巻支部	11,550 *12,600*	840
		2/19(水)～20(木)	新日鐵住金健康センター2F	30	釜石支部		
		4/22(火)～23(水)	アイ・ドーム	50	一関支部	11,880 *12,960*	864
		4/23(水)～24(木)	新日鐵住金健康センター2F	30	釜石支部		
	職長・安全衛生責任者教育	2/17(月)～18(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,550 *12,600*	1,470
		4/16(水)～17(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 *12,960*	1,512
	安全管理者選任時研修	4/24(木)～25(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本　部	12,960 *15,120*	1,512
その他	新入者安全衛生教育	4/11(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	4,860 *5,940*	648
		4/15(火)	アイ・ドーム	30	一関支部		
	危険予知普及講習	3/12(水)	新日鐵住金健康センター2F	30	釜石支部	6,000	—
	危険予知活動リーダー研修会	3/5(水)～6(木)	アイ・ドーム	24	一関支部	会員 *非会員*	23,000 *25,000*

→割引サービスがご利用できますので一関支部へお問い合わせください

※4月1日より受講料・テキスト代の消費税が8%となりますのでご注意ください。

■ 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段（*斜字*）＝会員以外です。
■ 受講料・テキスト代は消費税込みです。　■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本　　部	019−681−9911	019−681−1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019−681−1076	019−681−1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193−62−4906	0193−62−4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193−55−4380	0193−55−4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198−29−4800	0198−29−4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191−23−7729	0191−23−7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192−47−3882	0192−47−3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195−23−5521	0195−23−0419	ninohe@iwateroukikyo.com

（花巻支部の電話・FAXは変更になりました）

死　亡　災　害　速　報　（12月）

■一関署　運輸業（一般貨物自動車運送業）　12月９日　男(29)　交通事故（道路）

片側１車線の直線道路において、被災者が運転する大型トラックがセンターラインをはみ出し、反対車線を走行してきた大型トラックに正面衝突、後続の軽自動車を巻き込んだ。双方の大型トラック運転手は死亡。軽自動車運転手に怪我は無かった。

第三種郵便物承認平成26年２月１日発行労働基準情報岩手

クイズでゲット

企業内で生じている男女労働者間の差を解消するため企業が積極的に行う取組みを「ポジティブアクション」といいますが、このシンボルマークの名称はなんというでしょうか。

① きらら
② くるみん
③ かがやき

ヒント　本誌２ページに関連記事

- 応募方法　①自宅住所・氏名　②クイズの答え　③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はｅメールでお寄せ下さい。
- 締め切り　平成26年２月21日（金）消印有効
- 宛先　〒020－0857　盛岡市北飯岡一丁目10－25
  （公財）岩手労働基準協会　クイズ係宛て
  FAX 019－681－1018
  ｅメール　honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表　応募者の中から抽選で５名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- １月号の正解　③

山田町の花　はまなす

写真提供：山田町

海岸の砂地に生える落葉低木で、６～７月に開花し、香りがよい。最近は少なくなったが、漉磯海岸などの一部に生息している。

昭和50年10月１日に町の花として制定している。

川柳コーナー

川柳原生林社　編集長　中 島 久 光

ロボットのミスへ拍手をしてしまい

人間が作った物に人間が使われているような昨今、電池切れやプログラムミスで誤作動をされると、情が移った感がして何となくほっとします。パチパチ。

（川柳原生林11月号〈杜若〉田中士郎作品より）

岩手の死亡災害（12月末）

製造業	1	(4)
鉱業	1	(0)
建設業	4	(6)
運輸交通業	2	(0)
林業	3	(1)
商業	4	(3)
その他	3	(2)
累計	18	(16)

（　）内は前年同期

編集後記

寒気容易に去りがたく、樹木もまだ寒さに耐えている状況の中、これまで頬を刺すような痛いほどの冷え込みから少しずつ抜け出せる期待感が湧いてくる。

「いわて年末年始無災害運動」も各職場の積極的な活動のもとに展開されたが、「緑十字」は完成されたでしょうか。冬季特有の災害発生の危険性は雪解けまでまだ暫く続くが、運動期間中の成果・反省を今後に活かしてこそ真の運動の意義があるといえる。

転倒事故と風邪は大人も子供も油断できない、何かと大事な時期。むしろこれからが要注意期間といえよう。職場も家庭も予防策をしっかり行いたいものだ。

発行　平成26年２月１日
定価　１部　100円
（会員事業所の購読料は年会費に含む）

発行所　公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10－25
〒020－0857／☎019－681－9911／FAX019－681－1018
編集・発行人　黒　沢　雄　幸